

青森県報

第二千四百七十六号

平成十七年
五月十三日
(金曜日)

目次

規 則

青森県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
恩給給与細則の一部を改正する規則……………(同) ……一

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定……………(税務課) ……二
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(同) ……二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……二
右 同……………(同) ……三
生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……三
右 同……………(同) ……五
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……五
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………(同) ……六
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……六
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……六
児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……七
家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……七

公 告

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……七

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……七

公安委員会

警備員指導教育責任者講習の実施……………(生活安全課) ……八

規 則

青森県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十四号

青森県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

青森県職員恩給条例施行規則(昭和二十八年五月青森県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「外、同条第二項第二号」を「ほか、同条第三項第二号」に改める。

第五条第一項中「第二項各号」を「第三項各号」に、「外」を「ほか」に改め、同条第二項中「第二項第一項第二号」を「第三項第一項第二号」に改める。

第六条第一項及び第七条第一項中「第三条第二項第二号」を「第三条第三項第一号」に改める。

第十三条第一項中「因る」を「よる」に、「外」を「ほか」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第三条第二項第一号」を「第三条第三項第一号」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月十三日

青森県規則第七十五号

青森県知事 三 村 申 吾

恩給給与細則の一部を改正する規則

恩給給与細則（昭和二十八年五月青森県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十条ノ三、」を削る。

第九条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第二項の規定により、茨城県知事及び東京都知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	年月日
パラスエナジー有限公司	板谷 邦夫	茨城県下館市大字横島二九〇の五	平成一七・三・一
株式会社トヨクニオイル	末政 晋	東京都港区芝大門一の三の一	"

青森県告示第四百十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定によ

り、茨城県知事、愛知県知事及び岡山県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
和泉 元保		茨城県鹿嶋市荒井三〇四の二	平成一七・三・一六
大豊石油株式会社	中野 勝	愛知県一宮市千秋町加納馬場河田六	一七・三・一六
三友不動産株式会社	中田 英夫	岡山県玉野市玉二丁目一の一	一七・三・三

青森県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
医療法人白生会	五所川原市大字金山字竹崎二五〇四	白生会ホームヘルプサービス	五所川原市大字金山字竹崎二五〇四
社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一	社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一
社会福祉法人金木町社会福祉協議会	北津軽郡金木町大字川倉字	社会福祉法人金木町社会福祉協議会	北津軽郡金木町大字川倉字
"	"	"	"
"	"	"	"

南郷村	市浦村	社会福祉法人 小泊村社会福 祉協議会	市浦村	木造町	社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	社会福祉法人 深浦町社会福 祉協議会	社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	社会福祉法人 天間林村社会 福祉協議会	社会福祉法人 市浦村社会福 祉協議会	社会福祉法人 小泊村社会福 祉協議会	祉協議会
三戸郡南郷村 大字島守字梨 子ノ久保二五 の三	北津軽郡市浦 村大字相内字 相内二七三	北津軽郡小泊 村字朝間二五	北津軽郡市浦 村大字相内字 相内二七三	西津軽郡木造 町字末広四三 の三	上北郡七戸町 字立野頭一三 九の一	西津軽郡深浦 町大字深浦字 中沢三四の一	上北郡七戸町 字立野頭一三 九の一	上北郡天間林 村大字天間館 字森ノ上一六 の四	北津軽郡市浦 村大字相内字 相内三二一	北津軽郡小泊 村字朝間二五	の七夕野四二六 の一
"	居宅療養 管理指導	通所介護	"	訪問看護	"	訪問入浴 介護	"	"	"	"	
国民健康保険 南郷診療所	市浦村国民健 康保険市浦診 療所	小泊村社会福 祉協議会指定 通所介護事業 所	市浦村国民健 康保険市浦診 療所	木造町国民健 康保険成人病 センター	社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	社会福祉法人 深浦町社会福 祉協議会	社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	社会福祉法人 天間林村社会 福祉協議会	社会福祉法人 市浦村社会福 祉協議会	小泊村社会福 祉協議会指定 訪問介護事業 所	祉協議会
三戸郡南郷村 大字島守字梨 子ノ久保二五 の三	北津軽郡市浦 村大字相内字 相内二七三	北津軽郡小泊 村字朝間二五	北津軽郡市浦 村大字相内字 相内二七三	西津軽郡木造 町字末広四三 の三	上北郡七戸町 字立野頭一三 九の一	西津軽郡深浦 町大字深浦字 中沢三四の一	上北郡七戸町 字立野頭一三 九の一	上北郡天間林 村大字天間館 字森ノ上一六 の四	北津軽郡市浦 村大字相内字 相内三二一	北津軽郡小泊 村字朝間二五	の七夕野四二六 の一
一七 三三	一七 三七	一七 三三	一七 三七	一七 二〇	"	"	"	"	"	"	

"
"
"
南郷診療所
"
"

青森県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 月 日 止
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人深 浦町社会福祉協 議会	西津軽郡深浦町 大字深浦字中沢 三四の一	社会福祉法人深 浦町社会福祉協 議会	西津軽郡深浦町 大字深浦字中沢 三四の一	平成 一七 三三
社会福祉法人市 浦村社会福祉協 議会	北津軽郡市浦村 大字相内字相内 三三二一	市浦村在宅介護 支援センター	北津軽郡市浦村 大字相内字相内 三三二一	"

青森県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 月 日 定
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	
居宅介護事業 の種類		居宅介護事業所		

七戸町社会福祉協議会	社会福祉法人 深浦町社会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会	特定非営利活動法人 在宅生活	六ヶ所福祉協会	社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会	社会福祉法人 深浦町社会福祉協議会	社会福祉法人 楽晴会	"	社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会	社会福祉法人 徳誠福祉会	有限会社 ワラビー	
九字立野頭一三	中沢三浦の	西津軽郡深浦市	上北郡六ヶ所村泊村の内	上北郡六ヶ所村大字尾九の字	上北郡七戸町	西津軽郡深浦市	三沢市大町二丁目六の二七	"	五所川原市	青森市富田五	青森市西滝三丁目二の二	
"	"	訪問介護	"	"	"	"	"	"	"	"	訪問介護	
七戸町社会福祉協議会	社会福祉法人 深浦町社会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会	在宅生活ヘルソン	ヘルパーに	社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会	社会福祉法人 深浦町社会福祉協議会	岡三沢ホームヘルパーシステム	市浦支所	社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会	ヘルパーおきて	ワラビー介護
九字立野頭一三	中沢三浦の	西津軽郡深浦市	上北郡六ヶ所村尾七家の前	上北郡六ヶ所村大字尾九の字	上北郡七戸町	西津軽郡深浦市	三沢市東岡三丁目五五七	内二七三	五所川原市相	五所川原市	青森市富田五丁目八の三〇	青森市西滝三丁目二の二
"	"	"	一七 四 一	一七 四 四	"	"	"	"	"	一七 三 一	平成 一七 五 一	

"	八戸市	大里 孝夫	大木 二三夫	有限会社セレクト	"	社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会	株式会社 コサカ・ライフサポート	大里 孝夫	つがる市	社会福祉法人 楽晴会	五所川原市
"	八戸市内丸一丁目一	八戸市新井田の五	弘前市城東三丁目六の一	青森市金沢四丁目一六の二	"	五所川原市 鎌谷町五〇二	八戸市一番町二丁目三の一	八戸市新井田の五	つがる市木造若緑六一の一	三沢市大町二丁目六の二七	五所川原市 岩木町一二
"	"	"	"	居宅療養管理指導	"	"	通所介護	訪問リハビリテーション	"	"	訪問看護
八戸市国民健康保険南郷診療所	八戸市国民健康保険南郷診療所	大里脳神経リハビリテーション	東奥歯科	カナリヤ薬局	社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会	市浦生活支援ハウス	ケア・ステーション 浄信館	大里脳神経リハビリテーション	つがる市国民健康保険病院 人病センター	訪問看護ステーション 青空	五所川原市 国民健康保険市国浦医科診療所
"	八戸市南郷区 大字島守字 子久保二五	八戸市新井田の五	弘前市城東 中央五丁目三	青森市金沢四丁目一六の二	"	五所川原市 内二七三	八戸市一番町二丁目三の一	八戸市新井田の五	つがる市木造 末広四三の三	三沢市大町二丁目四の一三	五所川原市 内二七三
"	一七 三 三	一七 二 六	一五 三 一	一六 一 〇 七	"	一七 四 一	一七 三 三	一七 二 六	一七 三 一	一七 四 一	一七 三 六

五所川原市	五所川原市 岩木町一丁目二番	五所川原市 浦医科診療所	五所川原市 内二七三	一七・三・一六
有限会社サワカミ	上北郡上北町 旭南一丁目三番の九七五	かみきた薬局	上北郡上北町 旭南一丁目三番の九七五	一七・三・一
株式会社コサカ・ライフサ	八戸市一番町 二丁目三番の一	シケア・ステーション 浄信館	八戸市一番町 二丁目三番の一	一七・三・三
社会福祉法人 忠悠福祉会	青森市大字新 城字福田七九	痴呆対応 生活共同生 活介護	青森市篠田二 丁目一の八	一七・四・一四
社会福祉法人 西寿会	西津軽郡深浦 町大字轟木字 津山一八の四	グリーンブ ムはまなす	西津軽郡深浦 町大字轟木字 津山九一	一七・四・一
有限会社新堂 企画	上北郡東北町 上北南四丁目 三三の三〇八	グリーンブ ムひまわり苑	上北郡東北町 大浦字菅林一 一六の一	一七・四・一

青森県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所 所在地	名称	所在地	指定期日
有限会社ワラビー	ワラビー介護 ネットワーク	青森市西滝三丁目 二一の二一	居宅介護支援 事業レインボ	青森市西滝三丁目 二一の二一	平成 一七・五・一
有限会社レイ ンボ	居宅介護支援 事業レインボ	青森市幸畑三丁目 五の二一	居宅介護支援 事業レインボ	青森市幸畑三丁目 五の二一	一七・四・一

株式会社コサカ・ライフサ	八戸市一番町二丁目三番	シケア・ステーション 浄信館	八戸市一番町二丁目三番	一七・四・五
社会福祉法人 五所川原市社会 福祉協議会	五所川原市字鎌谷 町五〇二の五	市浦在宅介護 支援センター	五所川原市相内二 七三	一七・四・五
社会福祉法人 八甲田会	十和田市大字相坂 字高清水七八の二 三二	八甲田住宅介 護支援事業所	十和田市大字相坂 字高清水七八の二 三二	一七・四・五
有限会社サク ラムデイック	十和田市西二十三 番町三〇の一	有限会社サク ラムデイック 居宅介護支援 事業所	三沢市中央町三丁 目七の三	一七・四・一
社会福祉法人 深浦町社会福 祉協議会	西津軽郡深浦町大 字深浦字中沢三四 の一	社会福祉法人 深浦町社会福 祉協議会	西津軽郡深浦町大 字深浦字中沢三四 の一	一七・四・一
社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	上北郡七戸町字立 野頭一三九の一	社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	上北郡七戸町字立 野頭一三九の一	一七・四・一

青森県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所 所在地	名称	所在地	変更日
	居宅介護事業者		居宅介護事業所		
	居宅介護 事業の種類				

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 青森リース	株式会社 青森アライフ	株式会社 青森アライフ	株式会社 青森アライフ
十和田市大 字伝法寺字 一六窪六二の	青森市卸町 三の五	訪問介護	株式会社 青森アライフ 青森東青 森所
福祉用具 貸与		株式会社 青森アライフ 青森所	株式会社 青森アライフ 青森東青 森所
ル ALRENTA ル AOMORI	ル ALRENTA ル 並店	青森市卸町 三の五	青森市卸町 三の五
十和田市西 一の二二番町	十和田市穂 並四の一	平成 一七・四・一	平成 一七・四・一

青森県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 青森アライフ	株式会社 青森アライフ	居宅介護支援事業者
青森市卸町三 の五	青森市卸町三 の五	主たる事務 所在地
株式会社 青森アライフ 青森営業所	株式会社 青森アライフ 青森営業所	名称
青森市卸町三 の五	青森市卸町三 の五	所在地
平成 一七・四・一		変更 年月日

青森県告示第四百二十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十七条の四第一項の規定

により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第七十二条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務 所在地	身体障害者 居宅生活 支援事業 を行う事業所	名称	所在地	指 月 日 定
株式会社 コム スン	東京港区六 本木六丁目一 〇の一	居宅介 護等事 業	株式会社 コム スン八戸南 ケ アセンタ ー	八戸市是川 三丁目二の三	平成 一七・五・一	
社会福祉法 人 楽晴会	三沢市大町二 丁目六の二七	居宅介 護等事 業	岡三沢ホ ーム ヘルパー ステ ーション	三沢市東岡 三丁目五七 B	"	
社会福祉法 人 桜友会	弘前市大字藤 代字広田一五 四の四	居宅介 護等事 業	社会福祉法 人 桜友会訪問 介護ステ ーション 「藤の樹」	弘前市大字 藤代字広田 一三	"	

青森県告示第四百二十一号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務 所在地	知的障害者 居宅生活 支援事業 を行う事業所	名称	所在地	指 月 日 定
特定非営利活 動法人光の岬 福祉研究会	弘前市大字笹 森町三七の二	居宅介 護等事 業	ひかりの岬地 域活動支援セ ンター居宅介 護等事業部門	弘前市大字 笹森町三七の二	平成 一七・五・一	

青森県告示第四百二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇の一	居宅介護等事業	株式会社コムスン八戸南ケム	八戸市是川三丁目二の三	"
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	居宅介護等事業	岡三沢ホームヘルパーステム	三沢市東岡三沢一丁目五七B	"

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	名称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人光の岬福祉研究会	弘前市大字笹森町三七の二	居宅介護等事業	ひかりの岬地域活動支援センター居宅介護等事業部門	弘前市大字笹森町三七の二	平成十七・五・一	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇の一	居宅介護等事業	株式会社コムスン八戸南ケム	八戸市是川三丁目二の三	"	
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	居宅介護等事業	岡三沢ホームヘルパーステム	三沢市東岡三沢一丁目五七B	"	
社会福祉法人拓心会	五所川原市大樋字水野尾字懸樋二二二の三	デイサービス事業	五所川原市リハビリ倶楽部	五所川原市大樋字水野尾字懸樋二二二の一	"	

青森県告示第四百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者、疑別患者	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	上北郡東北町	平成十七・四・二七

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、赤沼地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十七年五月十六日から同年六月十日まで
- 三 縦覧の場所
十和田市役所

開発行爲に関する工事の完了

次のとおり開発行爲に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及 氏名(名称)
三 南津軽郡大鰐町大字森山字東館五三の	弘前市大字堅田四丁目八の一 秋元順子

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十二号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成十七年五月十三日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

- 一 講習の期間、時間及び場所
 - 1 期間

平成十七年七月四日(月)から同月十一日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の六日間)
 - 2 時間

午前八時四十五分から午後四時三十五分まで
 - 3 場所

青森市問屋町一丁目一〇番一〇号 はまなす会館
- 二 受講定員

四十六人(予定)
- 三 受講対象者

受講対象者は、受講申込み日において、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第一条の二第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。)

 - 1 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
 - 2 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下

- 「検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定に合格した者
- 3 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事しているもの
- 四 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間

平成十七年五月二十六日(木)から同年六月七日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の九日間で、各日も午前九時から午後五時までの間とする。

ただし、受講申込者の人員が定員に達し次第、受講申込みの受付を締め切る。

2 受付場所

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者は、青森県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 方法

受講を希望する者は、四の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して行うこととし、郵送等による申込みを認めない。

4 受講申込みの書類

受講を希望する者は、講習規則別記様式第一号の受講申込書正副二通にそれぞれ顔写真(受講申込書提出前六月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・四センチメートルの無帽、無背景のもの)を貼付し、受講対象者に該当することを疎明する次の書面二通を添えて提出すること。

(一) 三の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 三の2に該当する者は、検定規則第一条第二項に規定する一級の検定に係る合格証の写し

(三) 三の3に該当する者は、検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

なお、三の1及び三の3に該当する者について、所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で三の1及び三の3に掲げる者のいずれかに該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証

明書に替えて提出することができる。

5 受講手数料

三万七千円の青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

五 講習の委託

本講習は、法第十一条の三第七項の規定に基づき、青森市新町二丁目二番一一号
所在の社団法人青森県警備業協会に委託して実施する。

六 講習に関する留意事項

1 受講者は、筆記用具及び印鑑を持参すること。

2 講習最終日には、筆記の方法により修了考査を実施する。

七 講習に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課(〇一七 七三三 四二二一内線三
〇四五)

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一間屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------